

(2) P T Aの組織、規約について

喜多方市立第二小学校 P T A 規約

第1章 総 則

第1条 この会は喜多方市立第二小学校 P T A という。

第2条 この会は喜多方市立第二小学校児童の父母と教師および教育に熱意のある篤志家をもって組織する。

第3条 この会の事務局を喜多方市立第二小学校内におく。

第2章 目的並びに事業

第4条 この会は、学校と家庭並びに地域社会とが協力して児童の健全な育成と福祉の増進をはかり、併せて会員相互の教養を高めることをもって目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために次のことをおこなう。

- ① 児童の健全な育成のために学校と家庭との提携を緊密にする。
- ② 児童福祉の増進をはかるために学校および社会等の環境の整備につとめる。
- ③ 会員相互親睦をあつくし教養の向上をはかる。
- ④ その他この会の目的を達成するために必要なことをする。

第3章 機 関

第6条 この会に次の機関を置く。

総 会 運営委員会 各部会 学年委員会

第7条 総会は毎年4月に開く。但し、運営委員会が必要と認めたとき並びに会員の3分の1以上の要求があったとき会長は臨時総会を招集する。

2 総会は次のことを決める。

- ① 規約の決定並びに変更に関すること。
- ② 事業計画および事業報告に関すること。
- ③ 予算および決算の承認に関すること。
- ④ 会長、副会長、監査の承認に関すること。
- ⑤ その他必要なこと。

第8条 運営委員会は会長、副会長、監査、各部長、各学年委員長、幹事をもって構成し、会長がこれを招集し、総会に提出する議案の審議並びに各部活動の連絡調整をはかる。

第9条 この会に次の各部をおく。

総務部 教養部 広報部 厚生部 補導部

2 各部は、各学年委員によって構成し、部長がこれを招集し、運営委員会の決定に従い事業の執行にあたる。

3 各部に、部長1名、副部長3名以内をおく。

4 部長は、部員の互選によって選出し、運営委員会で審議し、総会にはかり承認を得る。

- 第10条 各部及び委員会の分掌内容を次のとおりとする。
- ① 総務部 予算・決算に関すること、学年委員会の連絡調整、施設設備の改善充実、その他各部に属さない事項(ベルマーク関係の手配等)
 - ② 教養部 会員の教養を高め親睦をはかる活動
 - ③ 広報部 会報の編集発行とその他必要な広報活動
 - ④ 厚生部 児童の保健衛生管理および福祉厚生に関する事業の計画および実施
 - ⑤ 補導部 児童の校外指導および地域の環境整備

- 第11条 学年委員会については、次の通りとする。
- ① 学年PTAの運営は、学年ごとに行う。
 - ② 学年委員の選出については、学年委員選出細則によるものとする。

第4章 役員

- 第12条 この会に次の役員をおき、その任期を1ケ年とし再任を妨げない。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 4名(保護者より3名、教職員より1名)
 - ③ 監査 3名
 - ④ 庶務幹事 若干名
 - ⑤ 会計幹事 若干名

- 第13条 この会の役員は次の任務をもつ。
- ① 会長 会を代表し、会務を統轄する。
 - ② 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
 - ③ 庶務幹事 会の事務をつかさどる。
 - ④ 会計幹事 会の経理をつかさどる。
 - ⑤ 監査 会計を監査する。

第5章 役員及び監査の選出

- 第14条 この会の役員及び監査の選出は、次の通りとする。
- ① 選考委員は当該年度学年委員・各部委員より選出する。
 - ② 選考委員会は、会員の中より会長・副会長(3名)監査(3名)のそれぞれの候補を選び、総会にはかり承認を得る。なお、選考方法については当該年度の選考委員会で決定する。
 - ③ 庶務幹事・会計幹事は、会長が委嘱する。
 - ④ 学校側の副会長(1名)は、教頭を充てる。また、庶務幹事及び会計幹事若干名は、教職員の会員の中より選び、校長の同意を得た上で会長が委嘱する。

第6章 会計

- 第15条 この会の経費は会員の会費および寄付金のその他の収入をもってこれに充てる。会費の内訳は次の通りとする。
- ① PTA会費は月額300円とし、本会及び各部の活動費等に充輝。会費の変更は総会において決定する。
 - ② 図書費は月額100円とし、PTA図書及び児童図書の充実に充てる。会費の変更は総会において決定する。

- 第16条 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第7章 付 則

第17条 会長は、会務を処理するため、運営委員会にはかり必要な細則及び内規の作成や変更ができる。

第18条 この規約は平成9年1月18日より実施する。
この規約は平成11年4月23日より実施する。
この規約は平成12年4月20日より実施する。
この規約は平成17年4月15日より実施する。
この規約は平成23年4月23日より実施する。
この規約は平成24年4月20日より実施する。

喜多方市立第二小学校 P T A 規約 細則

規約第 1 1 条の細則を定める

(目的)

第 1 条 喜多方市立第二小学校 P T A は、より多くの保護者に P T A 活動の参加意識を高め、組織を活性化させるために、学年委員の選定にあたって、登録制を実施する。

(学年委員の所属)

- 第 2 条 学年委員は、各学年 1 1 名程度選出する。
- 2 学年委員は、総務部（学年委員長 1 名、学年副委員長若干名）、教養部、広報部、厚生部、補導部として活動する。
 - 3 地区連絡委員は、学年委員には含まれないので、学年委員の登録を行う。

(登録制)

第 3 条 保護者は、児童 1 人につき、6 年間の児童在籍中に 1 回以上（1 年間以上）学年委員を務める。基本的に保護者全員が登録するもので、再任は妨げない。

(登録制の実施)

第 4 条 毎年 1 1 月に登録用紙を配布し、学年委員を希望する学年を登録用紙に記入する。登録は、1 年間有効とし、1 年ごとに更新する。

(学年委員の選定)

- 第 5 条 学年委員の決定は、登録した保護者の中からの互選によって決定する。
- 2 登録者が学年委員の定員に満たない場合は、不足人数を紙上投票によって選ぶ。その際、運営委員は、紙上投票の名簿から削除する。
 - 3 登録者が学年委員の定員を超えた場合は、登録者の話し合いで決定する。
 - 4 希望する学年で学年委員になれなかった場合は、次の年に再登録する。
 - 5 複数学年に児童を持つ保護者は、上の学年から優先して学年委員になる。
 - 6 同一学年に児童が在籍している場合（双子等）、1 回分務めればよい。
 - 7 学年の児童数の減少等で保護者が減った場合、6 年間に 2 回以上学年委員になる場合がある。

喜多方市立第二小学校 P T A 規約 内規

役員選考に関わる内規

1. 規約第14条1項選考委員は、次によることとする。
学年委員 6名（各学年1名）
各部委員 5名（各部1名）
オブザーバーとして、役員代表，学校代表1名が出席する。
2. 選考委員長及び副委員長は，選考委員による互選によって決定する。

会員における慶弔費に関わる内規

1. 本校 P T A 会員・児童に関わる慶弔費については別表の通り定める。

教職員	結婚 死亡 配偶者死亡 父母子死亡 見舞い	祝金 5,000 円と祝電を送る。 香典 5,000 円と弔電を送り、会の代表が会葬する。 香典 5,000 円と弔電を送る。 香典 5,000 円と弔電を送る。 PTA 役員の審議による。
児童	死亡 見舞い	香典 5,000 円と弔電を送り、会の代表が会葬する。 PTA 役員の審議による。
会員	死亡 見舞い	香典 5,000 円と弔電を送り、会の代表が会葬する。 PTA 役員の審議による。

- ※ 会員の家庭の災害見舞金については P T A 役員の審議による。
- ※ 上記以外の慶弔費を支出する際は， P T A 役員の審議による。
- ※ 返礼については、いっさい頂かないものとする。

旅費に関わる内規

1. 喜多方市立第二小学校 P T A を代表して諸会合に参加する場合、会長の判断により、旅費等を支給することができる。

地区連絡委員に関わる内規

1. 各地区に、地区連絡委員をおく。
2. 地区連絡委員は、地区懇談会等の事業に協力する。
3. 地区連絡委員は、会長の求めにより、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

＝喜多方市立第二小学校 P T A 愛校基金に関わる内規＝

1. 本基金は喜多方市立第二小学校 P T A 愛校基金と呼び、バザーなどの収益金を繰り入れる。
2. 本基金は、本校の児童の健全な育成をはかることを目的として多年度にわたり運用する。
3. 本基金は、「 P T A の一般会計」や「ほおの木基金」と分離し、 P T A 会計幹事が管理に当たる。
4. 本基金の運用は、 P T A 三役で審議し、運営委員会で承認を得る。

喜多方市立第二小学校 P T A 研修及び旅行規定に関わる内規

1. P T A 代表として次の会に出席したときに予算の範囲内で支払うことができる。

P T A 指導者研修会 耶麻地区小・中学校 P T A 連絡協議会総会
福島県 P T A 連合会研究大会 その他の大会等

2. 交通費支給額は以下の通りとする。但し、会員一名につき支給する。

市内	支給なし
耶麻管内	支給なし
会津管内	1, 0 0 0 円
南会津管内	1, 5 0 0 円
県中部	1, 5 0 0 円
県北・県南	2, 0 0 0 円
浜通り	3, 0 0 0 円
宿泊料	宿泊実費

※その他 日当・弁当代・懇親会代は支払わない

喜多方市立第二小学校 P T A 規約付帯規定

喜多方市立第二小学校ほおの木会規約

(名 称)

第 1 条 本会は喜多方市立第二小学校ほおの木会と呼び、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は児童の健全な育成をはかるため、必要な施設設備、教材等の充実に協力することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は P T A 会員および会の目的に賛同するものをもって構成する。

(役 員)

第 4 条 本会の役員は P T A 役員がこれにあたり、任期は P T A 規約に準ずる。

(会 費)

第 5 条 本会の会員は「ほおの木基金」として、当初の申込み口数額を納入するものとする。但し、口数は会員の随意とし、1 口の金額は月 1 0 0 円とする。

(基金の管理)

第 6 条 「ほおの木基金」は、P T A の一般会計と分離し、P T A 会計幹事が管理にあたる。

(基金の運用)

第 7 条 「ほおの木基金」の運用は、運営委員会で審議し、運用する。

(会計年度)

第 8 条 会計年度は P T A 規約に準じ、総会において報告し、承認を受けるものとする。

(規約の改廃)

第9条 この規約はPTA総会の決議により改廃することができる。

(施行)

第10条 この規約は昭和63年1月6日より実施する。
この規約は平成12年4月20日より実施する。
この規約は平成14年4月23日より実施する。
この規約は平成15年4月22日より実施する。
この規約は平成17年4月15日より実施する。
この規約は平成23年4月22日より実施する。
この規約は平成24年4月20日より実施する。

運 営 組 織

